

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請【環境局環境監視部環境監視課】 2

◇ 公 告

- 北九州広域都市計画の変更案の縦覧【都市戦略局計画部都市計画課】 9
- 一般競争入札による市有財産の売払い【財政・変革局市政変革推進室】 10

◇ 市選挙管理委員会

- 各種請求、教育長又は委員の解職請求並びに合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数【行政委員会事務局選挙課】 14

北九州市告示第 376 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定によりその概要を告示し、同条第 3 項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和 6 年 9 月 6 日

北九州市長 武内和久

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市八幡西区黒崎城石 1 番 1 号
三菱ケミカル株式会社九州事業所
九州事業所長 西村仁志

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市八幡西区黒崎城石 1 番 1 号
三菱ケミカル株式会社九州事業所

(3) 設置される特定施設に関する事項

ア 名称、種類及び能力

(ア) 製品混合槽（N-613）及び再生塔（D-610）

名称	製品混合槽（N-613）	再生塔（D-610）
種類	水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1 の第 37 号イに掲げる洗浄施設	水質汚濁防止法施行令別表第 1 の第 37 号イに掲げる洗浄施設
能力	15 m ³ / 日	15 m ³ / 日

(イ) 熱処理缶（N-626）及び M E T 蒸留塔（D-495）

名称	熱処理缶（N-626）	M E T 蒸留塔（D-495）
----	-------------	------------------

種類	水質汚濁防止法施行令別表第1の第37号イに掲げる洗浄施設	水質汚濁防止法施行令別表第1の第37号ロに掲げる分離施設
能力	80 m ³ / 日	24 m ³ / 日

(ウ) 除酸缶 (R-330)

名称	除酸缶 (R-330)
種類	水質汚濁防止法施行令別表第1の第37号イに掲げる洗浄施設
能力	23.3 m ³ / バッチ

イ 使用時間間隔、1日当たりの使用時間、季節的変動及び施設の使用開始年月日

(ア) 製品混合槽 (N-613) 及び再生塔 (D-610)

名称	製品混合槽 (N-613)	再生塔 (D-610)
使用時間間隔	間欠	間欠
1日当たりの使用時間	20時間	20時間
季節的変動	なし	なし
使用開始年月日	許可日以降	許可日以降

(イ) 熱処理缶 (N-626) 及びMET蒸留塔 (D-495)

名称	熱処理缶 (N-626)	MET蒸留塔 (D-495)
使用時間間隔	間欠	間欠
1日当たりの使用時間	20時間	20時間
季節的変動	なし	なし
使用開始年月日	許可日以降	許可日以降

(ウ) 除酸缶 (R-330)

名称	除酸缶 (R-330)
使用時間間隔	間欠
1日当たりの使用時間	18時間
季節的変動	なし
使用開始年月日	許可日以降

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの量及び汚染状態

(ア) 製品混合槽 (N-613) 及び再生塔 (D-610)

名称	製品混合槽 (N-613)	再生塔 (D-610)
汚水等の量 (m^3 /日)	通常 27 最大 27	通常 342 最大 342
水素イオン濃度	通常 6~8 最大 6~8	通常 6~8 最大 6~14
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 8 最大 10	通常 153 最大 153
浮遊物質 (mg/l)	通常 10 最大 10	—

(イ) 熱処理缶 (N-626) 及びMET蒸留塔 (D-495)

名称	熱処理缶 (N-626)	MET蒸留塔 (D-495)
汚水等の量 (m^3 /日)	通常 80 最大 80	通常 20 最大 24
水素イオン濃度	通常 6~8 最大 6~14	通常 6~8 最大 6~8
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 40 最大 100	通常 5,000 最大 10,600
浮遊物質 (mg/l)	通常 1 最大 40	通常 5 最大 5

(ウ) 除酸缶 (R-330)

名称	除酸缶 (R-330)
汚水等の量 (m^3 /日)	通常 150 最大 182
水素イオン濃度	通常 0~4 最大 0~4
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 500 最大 890
浮遊物質 (mg/l)	通常 20 最大 30

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

汚水の処理施設の名称、使用時における当該汚水処理施設による処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大値等

ア 処理施設名 Z753 (400 m^3 中和ピット)

(ア) 排水量及び汚染の状態

項目	設置前	設置後
汚水等の量 (m^3 /日)	通常 2,846 最大 2,846	通常 3,268 最大 3,271
水素イオン濃度	通常 6~8 最大 6~8	同左
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 1,939 最大 2,908	通常 1,749 最大 2,623
浮遊物質 (mg/l)	通常 50 最大 100	同左

イ 処理施設名 排水処理設備ASA2

(ア) 排水量及び汚染の状態

項目	設置前	設置後

汚水等の量 (m^3 / 日)	通常 8, 872 最大 10, 821	通常 9, 198 最大 11, 150
水素イオン濃度	通常 6 ~ 9 最大 6 ~ 9	同左
化学的酸素要求量 (mg / l)	通常 192 最大 230	通常 186 最大 230
浮遊物質量 (mg / l)	通常 67 最大 86	通常 64 最大 86
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg / l)	通常 — 最大 4	同左
フェノール類含有量 (mg / l)	通常 — 最大 9	同左
窒素含有量 (mg / l)	通常 178 最大 254	通常 173 最大 254
りん 含有量 (mg / l)	通常 10.5 最大 38	通常 10.2 最大 38
ふっ素及びその化合物 (mg / l)	通常 1 最大 6	同左

(5) 排水に関する事項

ア 排水口名 No. 1排水口

(ア) 排水の量及び汚染状態

項目	設置前	設置後
排水の量 (m^3 / 日)	通常 15, 207 最大 19, 296	同左
水素イオン濃度	通常 5 ~ 9 最大 5 ~ 9	同左

化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 22.2 最大 38	同左
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常 26.6 最大 40	同左
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/ℓ)	通常 0.25 最大 1	同左
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 33.4 最大 60	同左
リン含有量 (mg/ℓ)	通常 1.34 最大 4.8	同左
溶解性鉄含有量 (mg/ℓ)	通常 2.5 最大 10	同左

イ 排水口名 No. 5排水口

(ア) 排水の量及び汚染状態

項目	設置前	設置後
排水の量 (m ³ /日)	通常 57, 185 最大 77, 278	同左
水素イオン濃度	通常 5～9 最大 5～9	同左
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 40 最大 45	同左
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常 30 最大 40	同左
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/ℓ)	通常 — 最大 1	同左

フェノール類含有量 (mg/l)	通常 ー 最大 1	同左
窒素含有量 (mg/l)	通常 60 最大 120	同左
リン含有量 (mg/l)	通常 2.6 最大 9	同左
ふっ素及びその化合物 (mg/l)	通常 6 最大 6.7	同左

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和6年9月6日から同年9月27日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和6年9月27日までに前項第2号の場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第 6 5 3 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号。以下「法」という。）第 2 1 条第 2 項において準用する法第 1 9 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、法第 2 1 条第 2 項において準用する法第 1 7 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の変更案について、北九州市に意見書を提出することができる。

令和 6 年 9 月 6 日

北九州市長 武 内 和 久

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

名称	区域
曾根地区地区計画	北九州市小倉南区下曾根二丁目、曾根北町、大字曾根及び沼南町三丁目地内

3 都市計画の変更案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市都市戦略局計画部都市計画課

4 縦覧期間

この公告の日から令和 6 年 9 月 2 0 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

5 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和 6 年 9 月 2 0 日までに、北九州市都市戦略局計画部都市計画課に到着するように提出すること。

北九州市公告第654号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年9月6日

北九州市長 武内和久

1 売り払う物件

(1) 物件番号1

ア 所在地 小倉北区井堀二丁目11番96外2筆

イ 公簿地目 宅地

ウ 実測面積 4,230.30平方メートル

エ 最低売却価格 9,519万円

(2) 物件番号2

ア 所在地 八幡西区金剛二丁目1653番1外1筆

イ 公簿地目 原野 山林

ウ 実測面積 16,525.05平方メートル

エ 最低売却価格 1億8,740万円

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政・変革局市政変革推進室

(2) 期間

この公告の日（以下「公告日」という。）から令和6年11月29日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

3 入札条件を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政・変革局市政変革推進室

(2) 期間

公告日から令和6年10月25日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

4 現地見学会の日時及び申込みを受け付ける期間

(1) 日時

ア 物件番号1 令和6年10月2日の午前10時から正午まで

イ 物件番号2 令和6年10月3日の午前10時から正午まで

(2) 申込みを受け付ける期間

公告日から令和6年9月27日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

申込みは、北九州市財政・変革局市政変革推進室に電話で行うこと。

5 入札参加申込みを受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政・変革局市政変革推進室

(2) 期間

令和6年10月24日及び同月25日のそれぞれ午前9時から午後5時まで。

来庁日時については、あらかじめ北九州市財政・変革局市政変革推進室に電話で連絡し調整すること。

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時

ア 物件番号1 令和6年11月29日 午後2時

イ 物件番号2 令和6年11月29日 午後3時

(2) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

7 入札保証金

(1) 入札価格の100分の10以上

(2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、北九州市に帰属する。

8 入札に参加することができる者の資格

次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。

(1) 北九州市が行う市有地売払いに関し、アからエまでの事実があった後2年を経過していない者

ア 入札を取り消されたことがある者

イ 落札者として資格を取り消されたことがある者

ウ 先着順売払いの申込みを取り消されたことがある者

エ 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者

- (2) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者
 - ア 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
 - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ウ 法人でその役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者
 - ク アからキまでに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (4) 契約規則第2条の規定に該当する者

9 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

10 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、北九州市は、補償の責めを負わない。

11 先着順売払いについて

入札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申込みを受け付け、資格審査の上、売り払う。

(1) 受付及び申請書を交付する場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市財政・変革局市政変革推進室

(2) 受付期間

ア 物件番号1 令和6年12月20日から令和7年4月18日まで（日曜日等及び令和6年12月29日から令和7年1月3日までの日を除く

。)の毎日午前9時から午後5時まで
イ 物件番号2 令和6年12月20日から令和7年2月20日まで(日
曜日等及び令和6年12月29日から令和7年1月3日までの日を除く
。)の毎日午前9時から午後5時まで

(3) 買受資格

入札に参加することができる者の資格と同じ。

12 入札等に係る問合せ先

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市財政・変革局市政変革推進室

電話 093-582-2007

北九州市選挙管理委員会告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和6年9月2日

北九州市選挙管理委員会
委員長 新 上 健 一

1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

1万5,423人

2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、選挙管理委員（市の選挙管理委員に限る。）又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

19万5,190人

3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び第86条第1項（選挙管理委員（区選挙管理委員に限る。）の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

門司区 2万6,168人

小倉北区 4万9,942人

小倉南区 5万7,180人

若松区 2万1,977人

八幡東区 1万7,792人

八幡西区 6万8,446人

戸畑区 1万5,543人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置

協議の投票の請求)に規定する選挙権を有する者の6分の1の数
12万8,524人